



はじめに

こどもは希望であり、未来を創る存在です。宮城のこどもの健やかな成長と子育てを支えることは、こども・若者や子育て当事者の幸せ、ひいては本県の未来を創造することにつながる、県全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本県においては、平成27年10月に制定された「みやぎ子ども・子育て県民条例」の基本理念のもと、宮城の将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、令和2年3月に「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、こどもを一人の人として尊重し、全てのこども及び保護者が必要とする支援が受けられるよう、関係機関や団体等と連携し、妊娠期から子育て期の各段階に応じた総合的かつ切れ目のない支援を行ってまいりました。

しかし、急速に進行する人口減少及び少子化はより一層深刻な状況となっており、いじめや児童虐待等の増加、こどもの貧困、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など、こどもと子育て当事者をめぐる問題は一層、複雑化・多様化しています。

こうした中、国では、令和5年4月にこども基本法の施行とともにこども家庭庁が発足し、同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が決定されました。国においても、少子化や人口減少等喫緊の課題に向き合い、「こどもまんなか社会」を実現していくための取組を進めています。

このような状況等を踏まえ、本県では、国や市町村と一体となってこども施策を進めるため、こども基本法等に基づく新たな計画として「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。本計画では、こども一人ひとりの「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）」を基本理念に掲げ、こどもの最善の利益を考慮し、こども・若者・子育て当事者それぞれのライフステージにわたって切れ目のない支援を強化していくことをうたっています。

本計画に基づき、庁内のあらゆる部署が一丸となって取り組むだけではなく、県民、国、市町村、関係機関、事業者及び団体等の皆様と広く連携し、こどもや子育て当事者の声に耳を傾けながら、「社会全体で支える宮城のこども・子育て」の実現に向かって邁進してまいります。こども施策を充実させ、少子化に立ち向かい、地域に活力をもたらすことで、宮城のこどもたちに豊かで幸せな未来を届けるため、本県は全力で挑戦します。

皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和7年3月

宮城県知事 村井 嘉浩